同居家族がいる場合の生活援助算定に関する確認シートについて

訪問介護の生活援助中心型の単位を算定する場合は「利用者が一人暮らしであるか又は家族が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされています。

同居家族がいる生活援助算定をする場合、この確認シートにご記入いただきながら、適正なサービス導入となっているか確認をお願いします。

この確認シートは、介護保険法で提出を求められている書類ではありませんが、介護保険の適正な運用の為、ケアプランに位置づけする際にはご提出ください。

１　提出書類（提出書類はサービス担当者会議後概ね１か月以内に提出ください。）

　　①同居家族がいる場合の生活援助算定に関する確認シート

　　②アセスメントシート（写）

　　③ケアプラン（写）

２　提出時期

①新規利用：初めて同居家族がいる生活援助算定を行う時（身体１生活１等身体

介護と合わせて算定する場合は提出の必要はありません。）

②継続利用：介護度が同じでも認定期間ごと提出が必要

③記載内容変更時：同居家族がいる場合の生活援助算定に関する確認シートの記

載内容に変更が生じた時（※居宅介護支援事業所が変更した

場合は提出下さい。事業所内の担当替えについては再提出

の必要はありません。）

３　その他

　　・計画作成時、事前にアセスメントシート及びケアプランの提出の必要はありません。

・計画作成に関して、相談がある場合は、高齢者支援課までご相談下さい。